

## 「マンションの管理の適正化に関する指針素案」に対する パブリックコメントの概要

### ○パブリックコメントの状況

- ・意見募集期間：令和元年8月21日(水) ～ 令和元年9月19日(木)
- ・意見募集結果：11通（個人9通、法人2通）、37件

### ○寄せられた意見の概要

<b>1</b>	<b>マンションの管理の適正化に関する指針全般について</b>	<b>3件</b>
	・外部の専門家による管理に関するもの …………… No. 1	
	・マンションの管理の適正化に関する指針の解説に関するもの…………… No. 3	など
<b>2</b>	<b>第一章 総則に関すること</b>	<b>7件</b>
	・専門家の活用に関するもの …………… No. 4～5	
	・用語の定義に関するもの …………… No. 6～7	など
<b>3</b>	<b>第二章 管理不全を予防するための必須事項に関すること</b>	<b>11件</b>
	・総会・理事会に関するもの …………… No. 14～17	
	・修繕積立金・修繕の計画的な実施に関するもの…………… No. 18～21	など
<b>4</b>	<b>第三章 適正な管理を行う上で重要な項目</b>	<b>5件</b>
	・長期修繕計画に関するもの …………… No. 22	
	・区分所有者等の名簿に関するもの …………… No. 23	など
<b>5</b>	<b>第四章 マンションの社会的機能を向上する取組</b>	<b>3件</b>
	・居住者コミュニティ・地域コミュニティに関するもの …………… No. 28～29	など
<b>6</b>	<b>第五章 その他マンションの管理の適正化に関する重要な事項</b>	<b>6件</b>
	・外部専門家の活用に関するもの …………… No. 31～33	など
<b>7</b>	<b>その他</b>	<b>2件</b>
	・マンションの敷地売却・解体等に関するもの …………… No. 36	など